

『朝鮮王朝実録』琉球漂流民から第一尚氏王朝を考える

里井 洋一¹⁾

Thinking about from considering the First Sho Dynasty from the Ryukyu Castaways in
“The Annals of the Joseon Dynasty”

Yoichi SATOI¹⁾

1. はじめに

2023年8月26日、沖縄県立博物館友の会主催の館長講演で私の研究紹介を兼ねて「朝鮮人万年さんがみた琉球中山王国」という論題でお話をした。冒頭、私の研究、社会科教育と博物館・友の会の関係を次のように説明した。

- 社会科とは、平和で民主的な市民をつくる教科です。
- 授業は平和で民主的で個のIdentityを保障する必要があります
- 博物館のおもしろさは、ものをもとに論理をつくる楽しみです。
- 博物館友の会の素晴らしさは、友の会の仲間が考えた論理と自分の考えた論理を比較して、自分を誉め、仲間を誉める文化を形成したことだと思っています。

そして講演では、朝鮮からトカラ列島の臥蛇（がじゃ）島に漂着した万年さんたちが奴隷として首里城で鉄炮係から倉庫番となり、最後には朝鮮に返されたことに焦点をあて、彼は奴隷なのか、それとも家臣になったのかを参加者に問いかけ、その多様な答えを参加者で分かち合うという手法をとった¹⁾。

このような手法をとった理由は、歴史を考えることは自分の思考の発見であり、他者と分かち合うことがなんと面白い事よ、と気づいて欲しかったから

である。

2025年度、友の会は「第一尚氏」に焦点を合わせて「尚王統成立六百年事業」を展開した。私もこの事業に参加したいと考えた。そこで、友の会から万年さんの話をもっと考えたいという感想をいただいた。そこで「第一尚氏」の同時代史料「朝鮮王朝実録」を主として、「第一尚氏」を考察することにした。

朝鮮人の証言については、東恩納寛惇²⁾や安里進(2006)³⁾・真栄平房昭(2010)⁴⁾・牟田俊平(2010)⁵⁾が言及しているが、小論では朝鮮の民の立ち位置、視点を意識して考察した。

2. 朝鮮の民と第一尚氏

①被虜人と対馬倭寇

李薫は「人的交流を通じてみる朝鮮・琉球関係—被虜人・漂着民を中心に—」の中で、「使節派遣が容易でない状況下で民間人で琉球と朝鮮を往復した人々がいた。『被虜人』や『漂着民』になった辺境地域の住民らである。」という⁶⁾。倭寇に捉えられた人々を被虜人という。

琉球が朝鮮に被虜人を送り返してきたのは1389年の察度に始まる。

1407年 思紹は中山王に冊封された(明史)。

1409年、中山王思紹は倭寇に略奪され琉球に流れ着ついた羅州(Najyu)の女性3人を朝鮮に送り

¹⁾ 沖縄県立博物館・美術館 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 3-1-1

Okinawa Prefectural Museum & Art Museum, 3-1-1, Omoromachi, Naha, Okinawa 900-0006, Japan

¹⁾ 「体験琉球大学 知の営みを共同で構成する楽しみ—附属中学校授業「朝鮮の人万年さんがみた琉球中山王国」(『やわらかい南の学と思想4』50~57頁、2012年)

²⁾ 『黎明期の海外交通史』朝鮮との交通

³⁾ 安里進「日本史リブレット42.琉球の王権とグスク」(山川出版社・2006年)

⁴⁾ 『沖縄県史各論編 古琉球』「朝鮮人漂流民の琉球見聞」(421~426頁)

⁵⁾ 「第一尚氏王統後期の琉球」(『立教史学』2号)

⁶⁾ 『朝鮮と琉球』119頁 榕樹書林

返した。その時の思紹の咨文には、先祖王察度・先父武寧が相次いで死亡し、「各塞の不和を致し連年征戦息まざる」状況で、1407年明王朝から冊封されたと記している⁷。第一尚氏初代思紹の登場である。

思紹は1410年、模都結制を遣わして14人を朝鮮に還し⁸、1416年には、琉球国通信官李芸が転売された44人を朝鮮に連れ帰っている⁹。

1418年8月14日付け、朝鮮王朝実録に、琉球国王の二男賀通連¹⁰が左右議政に書と礼物（丹木500斤等）を送り、反対給付として綿織物311匹等が使者を通じて送られたという記事が出てくる¹¹。

8月21日付記事では、琉球使人が難破し、溺死70余人、更に生き残った人も病人やけが人が多数で、南部多島海の閑山島で助けている¹²。

ここで注目しておきたいことは、賀通連は朝鮮王の重臣である左右議政とやり取りしたということである。中山王から朝鮮王への使節は難破した船であったのではないだろうか。

1421年、源道鎮（九州探題・渋川満頼）が、朝鮮議政府に使いを送った。琉球国の商船が対馬の倭寇の襲撃を受け、死者は数百、船は破壊され、人と物は略奪された。琉球は渋川に貢献しているので、その罪を問いたいに対馬の賊は教化や法令に従わないと述べた。その上で、朝鮮が対馬を警戒するように述べた上で、硫黄1200斤、丹木、砂糖などを送っている。

朝鮮の民だけではなく、琉球の人々も倭寇に連れ去られ、被虜人として売買の対象になっていたことが推察できる。

また、九州探題・渋川満頼は、日本国王足利将軍家臣という立ち位置で、朝鮮国王ではなく議政府に使者を出している。そういう点では琉球国王の二男を称した賀通連も同様の立ち位置であった。

1425年、中官齋敎が派遣され尚巴志は中山王に冊封された（明史）。

1429年8月、朝鮮半島東海岸に琉球人包毛加羅他15人が漂着する。朝鮮王朝は当初賊として捕縛したが彼らは漢城に移送され優遇された。移住を希望すれば衣類・食料・土地等を与えられるとしたが、彼等は帰郷を希望した¹³。

結果、金源珍が平戸の船をチャーターして、琉球に送り届けた。その際、朝鮮王朝は、日向・大隅・薩摩の太守、島津貴久（忠国）に対して、琉球漂流民が貴境を経由するので、船を出して護送して欲しいという書を送っている¹⁴。

朝鮮の地方官は、当初、漂着した琉球人を賊すなわち倭寇とみなし矢をいかけ攻撃した¹⁵。朝鮮南部・対馬・九州南部は海賊（倭寇）が出没する海域であるという朝鮮王朝の認識があった。倭寇の襲撃があるにも関わらず、日本・朝鮮を目指してやってくる琉球商船が複数あったことを示している。

1429年12月、通信使として、足利義教に派遣された朴瑞生が博多で琉球国から来た倭人望古羅から見聞きしたことを次のように言う。「琉球は飢饉で朝鮮被虜人が飢え祖国を思っている、琉球国王は米を朝鮮に請うため1427年、朝鮮被虜人50余人を船に乗せようとしたが逆風と国が乱れたので出発できなかった。」と。朝鮮王は被虜人の迎えを司正・藤治郎に命じた。その際、司役院生徒が琉球には甘蔗があり、乾きを癒やし、砂糖にもなる、琉球は江南からもってきて植えている、という情報を提供している¹⁶。

②琉球と対馬

1431（世宗）13年、尚巴志の国使（夏礼久 宜普結制）が対馬の「賊首」六郎次郎の商船に乗って、乃而浦¹⁷（鎮海市）に到着した¹⁸。

琉球は10年前の1421年、琉球商船は対馬の倭寇に襲われ、その上、六郎次郎は対馬倭寇の「賊首」と朝鮮から見なされているにもかかわらず、六郎次

⁷ 池谷望子・内田晶子・高瀬恭子『朝鮮王朝実録琉球史料集成 訳注編』（以下『朝鮮王朝実録』）37～8頁 項目14（榕樹書林 2005年5月15日）

⁸ 『朝鮮王朝実録』42頁 項目16

⁹ 『朝鮮王朝実録』46頁 項目21

¹⁰ 『海東諸国紀』『琉球国紀』に「（永楽）十六年戊戌、又遣使し、琉球国中山王の二男賀通連寓鎮と称す。其の書の略に曰く、予の兄今年掩逝し、予始めて通聘す、と。」とあり、同書中の「琉球国之図」において賀通連は勝連の位置に表示されている。

¹¹ 『朝鮮王朝実録』48頁 項目23

¹² 『朝鮮王朝実録』50頁 項目24

¹³ 『朝鮮王朝実録』55・57～58頁・61頁 項目27・28・32・35

¹⁴ 『朝鮮王朝実録』58頁 項目32

¹⁵ 『朝鮮王朝実録』56・57頁 項目30・31

¹⁶ 『朝鮮王朝実録』58～9頁 項目33

¹⁷ 倭船来泊の浦所として1400年に指定され三浦の一つ。

¹⁸ 『朝鮮王朝実録』64・70頁 項目37・43

郎の商船に乗ってきたのである。

六郎次郎は、「賊首」と言われた早田左衛門太郎の子供で、1429年、朝鮮王朝との通商権（図書）を認められている¹⁹。

国使夏礼久・宜普結制は、長い間使者を出せなかったのは、倭人が阻んで修好できず、朝鮮の人百有余人が琉球王国に留まっている実態を報告している。

1433年、朝鮮に招請された琉球の船匠吾甫也古たちが見本の小舟を作成している。彼等は六郎次郎の船で朝鮮に来たもので、小回りのきく戦艦の造船を期待されていた²⁰。

1437年、金元珍が琉球王国に行き、彼の孫女である龍徳をはじめとする6人を朝鮮に帰還させている²¹。元珍の孫が琉球にいたことから、琉球に元珍の何らかの拠点があったと推察できよう。

1442年、給事中余忭、行人劉遜が派遣され、尚忠は中山王に冊封された（明史）。

1447年、給事中陳傳、行人萬祥往が派遣され尚思達は中山王に冊封された（明史）。

1448年、朝鮮王朝司役院の皮尚宣は朝鮮の人を探しに行ったところ、壱岐にいたのは琉球の人で、済州の人一人を連れて帰ったという²²。

対馬だけでなく壱岐にも琉球人がいたことがわかる史料である。

③朝鮮の民の来琉

1450年12月、朝鮮人、万年・丁録・石乙石・石今・徳万・康甫が、辺海に出て大風に遭い、トカラ列島の臥蛇島に漂着した。臥蛇島は戸数30余あり、島人は彼等を捕らえ、奴として使役した。康甫・徳万は病死した。臥蛇島の半分は琉球、半分は薩摩に属していた。石乙石・石今の二人は薩摩へ、万年・丁録は琉球へと二分された。島人は万年・丁録を連れて、加沙里島（奄美大島笠利？）に往く。ここで、10日余り滞在し、万年は王弟（甘隣伊伯也貴）に買われ自宅へ連れて行かれた。翌日、甘隣伊伯也貴は王宮に行き、白・青段子それぞれ二匹を持って家

に還り、万年を連れて王宮に行った。ここで、万年は王に白・青段子で売られたことを知ったという。

王は、万年を見て、年少なので火筒（火矢）を学ばせようと、火筒係の三人の所に行かせた。万年はある人が苧庫に入って苧を偷むのをみたので、担当者に告発した。王は「朝鮮の人は実直である」として、王の近くに万年を置き、鉄物・段子・香木・銅銭等の所蔵庫の担当者とした。万年は庫内に入出入する者は衣を脱がせてチェックした。

三ヶ月が過ぎ、琉球の人完玉之が加沙里島に行き、銅銭で丁録を買い、帰ってきて使役した。同郷の朝鮮の人が万年の所に来て、丁録のことを伝えた。万年はこの事情を王に伝えるや否や、王は万年に命じて、早馬で完玉之の家に行き、連れてきた奴と丁録を交換した。このようにして二人は一緒にいることができるようになった。二人は羅衣を二領ずつ下賜され、一日に米二升（食事代）を与えられた²³。

1451年、尚思達に子なく、給事中喬毅、行人童守宏が派遣され、尚金福が中山王に冊封された（明史）。

万年は、この時の尚金福王の冊封の様子をみている²⁴。

1453年5月、尚金福王の使者として、博多の道安が朝鮮王朝に贈り物と万年（ト麻寧）と丁録（田皆）を携えてやってきた。2人は岐浦島を征した王弟が買って王に献上した者たちとし²⁵、二人を宮殿で厚遇したことを示した。

また、琉球国は近年、薩摩との関係が悪くなり、薩摩は略奪行為を行っている。そこで、薩摩近海を迂回し、たいへん難儀している。最近、道安が出した商船二艘も襲われた。そこで、博多・薩摩・琉球間の地図を、道安は朝鮮国に示した²⁶。

6月、道安が帰るにあたって、琉球が献上した銅・錫・鉄および蘇木の返礼として、紬2577匹、綿布3860匹、麻布7719匹を朝鮮は送っている²⁷。

7月、朝鮮王国は、道安がもってきた日本・琉球の地図の模写四件を軸物にし、一件は宮廷に、残り

¹⁹ 田中健夫『相互認識と情報 倭寇と東アジア通交圏』29頁。

²⁰ 『朝鮮王朝実録』77～81頁 項目49・50・51・53・54・55・56・57・58

²¹ 『朝鮮王朝実録』81頁 項目59

²² 『朝鮮王朝実録』86頁 項目65

²³ 『朝鮮王朝実録』89～99頁 項目70・71・72

²⁴ 『朝鮮王朝実録』95頁 項目72

²⁵ 『朝鮮王朝実録』91～92頁 項目71

²⁶ 『朝鮮王朝実録』93～4頁 項目72

²⁷ 『朝鮮王朝実録』100頁 項目74

は議政府・春秋館で保管することにしたという²⁸。

その地図の写しと思われるものが、現在、沖縄県立博物館・美術館が持っている「琉球図」である。

また朝鮮王朝の地図に対する対応からは、道安がもってきた地図は、薩摩・琉球間だけでなく、日本もあったことが示されている。

1454年、尚金福の弟尚泰久が、長兄金福の死と、次兄布里と兄の子志魯が争い、二人とも死亡し、その際賜印が壊れたので、再下賜を願い出た。

1455年3月20日、琉球国王の侄（甥）尚伯禮等が蘇州で絹や釘・麻を買い、船を修繕したという記事が明実録にある。

尚巴志以降、王になった者以外が、記録として尚を名乗った一例目である。

1455年4月給事中嚴誠、行人劉儉を派遣し、尚泰久を中山王に冊封した（明史）。

1455年8月、道安は朝鮮に尚泰久の使者として朝鮮王国に出かけ、花錫と蘇木1000斤を献上し、大蔵経の頒布を願い下賜された。

1456年1月25日、羅州に住む船軍梁成と錦山に住む私奴高石等10人は、済州より船出して風に流され、久米島に漂着した。

船軍とは、朝鮮王朝によって、軍船要員として徴兵された人々である。彼等の多くは朝鮮沿海で船に住み、漁業や商行為などの海民的な生活をしていたと思われる。それゆえに、操船技術や海路の知識を買われて船軍に充定されたと考えられる²⁹。

梁成が住んでいた羅州（ナジュ）は榮山江中流にあり、川を通じて、税としての特産品の集積や海外との交易の根拠地でもあった³⁰。

一方、錦山に住む私奴高石は、個人に買われた奴という身分から移動の自由がないはずだが、済州より船出している。この船に乗って済州から出た10人はどういう人々であったのだろうか。

梁成たちは、久米島に一月滞在し、貢船にのって那覇に着き、水辺の公館に住むことになった。

1457年7月、琉球国王の使者道安に尚泰久王が、済州の人金光・金新・石乙・伊升・陽城の之内（良女）5人を朝鮮に送還させた。琉球に漂着した残りの、陽城の私奴であるト山・吾之・得山・ト世・陽荘（私婢）等は琉球に留め置かれた。彼らは漂着民であると記されている³¹。陽城の私奴婢は送還されなかったのである。陽城は京機道の内陸部にある。内陸の私奴婢がなぜ船に乗っていたのであろうか。

道安はこの時、朝鮮から護軍という職を授けられ、琉球には帰らず、朝鮮に居たいと言いながらも9月に帰っている³²。

1458年2月、琉球国王使者吾羅沙也文は、先の私奴ト山・吾之等を送還している。このト山等の琉球漂流送還に伴って、①辺民が略奪されたことを報告しない官吏がいるので、済州の観察使についても詳細に調べること、②帰って来ていない10人も琉球国王を通じて送還させるようにという礼曹の言が裁可されている³³。

ト山・吾之という私奴の送還が辺民略奪を想起させるものがあったのかもしれない。

同年3月9日に琉球国王使者友中僧が「被虜人」を1人、11日に琉球国王使人が「被虜人」2人を送還している³⁴。

1458年5月、琉球王使者吾羅沙也文が朝鮮国王主催の宴席で無礼を働くが許され、帰国している³⁵。

1459年1月、朝鮮王朝は、対馬島主宗成職に対して、道安が対馬の沙浦で、琉球王国への礼物等を全て奪い取られたことへの真偽を問う文書を送った。8月、宗成職は妄語虚脱と道安を非難する使者を朝鮮王朝に送った。朝鮮王朝は対馬の言い分を認め、1443年に確定した対馬の権利、すなわち使船・商船の朝鮮への往来を管理する権限（文引）を改めて確認した³⁶。

1456年9月23日の天尊殿巨鐘（天尊廟）に始まり、1458年6月19日の首里城正殿の鐘（萬國津梁の鐘）までの17個の鐘には、いずれも「大世主庚寅

²⁸ 『朝鮮王朝実録』 101頁 項目75

²⁹ 六反田豊「朝鮮成宗代の漕運政策論議—私船漕運論を中心として—（上）」（『史淵』 136号）131頁 1999）

³⁰ 国立羅州博物館 歴史文化室「榮山江流域の人々の生きた歴史・文化」

³¹ 『朝鮮王朝実録』 104頁 項目79

³² 『朝鮮王朝実録』 105頁 項目82・83

³³ 『朝鮮王朝実録』 105～6頁 項目84

³⁴ 『朝鮮王朝実録』 108～9頁 項目87・88

³⁵ 『朝鮮王朝実録』 112～3頁 項目93・94

³⁶ 『朝鮮王朝実録』 114～8頁 項目97～99

慶生」と刻まれている³⁷。大世主とは尚泰久王を指し、庚寅の年、1410年に慶生すなわち誕生したことを示している³⁸。なお、中山世鑑では、尚泰久は永楽13（1415）年乙未（きのとひつじ）の生まれとある³⁹。

1461年3月25日、明国皇帝からの故国王尚泰久から尚徳を国王に冊封する手続きを完了した⁴⁰。ちなみに明史によると1462年3月、明は給事中潘榮、行人蔡哲を尚徳の冊封使として派遣している。

1461年6月、琉球国王使僧徳源は船軍梁成と私奴高石二人を送り返している。彼らと一緒に、琉球に漂流した8人はすでに帰ってきていると記されている⁴¹。

1461年1月24日、肖得誠等8人は羅州から船出し、2月4日、宮古島に漂着した。島人は酒や肉で彼らを歓待し、彼らを島に留めようとした。周辺の離島、来間島・伊良部島・下地島・大神島⁴²の人々との交流も盛んで相互に飲酒し、そのたびに肖得誠等も招かれ接待された。

4月16日、琉球の商船に乗り、27日に沖縄島に着き、肖得誠等は宮殿の南の行廊に住むことになった⁴³。

7月6日、琉球国使普須古と蔡璟とともに琉球を発ち、12月朝鮮に到着した⁴⁴。

1462年正月、普須古と蔡璟は大蔵経等の書物や人參・虎皮等を送られ、琉球に帰っている。

1464年、王弟尚武、長司蔡璟等が慶賀使として明に派遣されている⁴⁵。

1467年5月、琉球国王が僧同照・東渾等を朝鮮王朝に使わし、8月に帰国している⁴⁶。

1471年11月、琉球国王尚徳は自端西堂等を朝鮮国王世祖の弔礼に遣わし、その書契の一節に「尚徳

之乃翁、亦成化五年八月十八日薨」とあった。『朝鮮王朝実録琉球史料集成訳注編』の注では、成化5（1469）年8月18日に死亡したのは尚徳であると述べ、さらに、自端は尚徳に続く王について伝え、申叔舟は12月に完成を控えた『海東諸国記』の中にその言を採録したという⁴⁷。『海東諸国記』の中には次のように記されている。

「今の王の名は中和、時に未だ号せず。年十六歳なり。宗姓丹峰殿の主女を娶る。王弟の名は於思、年十三歳なり。次弟の名は截溪、年十歳なり⁴⁸」

申叔舟は、自端が朝鮮王朝を訪れ、琉球新王の命令で来たと「保閑齋集」巻九に記している⁴⁹。新王は中和を指しているということになる。

3. 第一尚氏時代を語る朝鮮人たち

『朝鮮王朝実録』には、琉球の様子を語る朝鮮の民の記録が収められている。その内、第一尚氏時代について語ったのは、次の3人と朝鮮の民と朝鮮に派遣された琉球の官僚である。

一例目は、1450年12月に臥蛇島に漂着し、奴隸として王城に連れてこられ、1453年3月、博多の道安によって朝鮮に帰国できた万年たちである⁵⁰。王城滞在は2年余である。《A証言》

二例目は1456年1月25日、済州島から久米島に漂着し、那覇に送られ、1461年6月、僧徳源によって帰国した船軍梁成たちである⁵¹。那覇滞在は5年半である。《B証言》

三例目は1461年1月、羅州を出て、2月4日に宮古島に漂着し、4月27日王宮の南に住み、普須古と蔡璟によって、7月3日那覇を出て、12月初頭に帰国した肖得誠たちである。王城滞在は約二ヶ

³⁷ 『金石文 歴史資料調査報告書V』178～210頁（沖縄県教育委員会文化課編、1985年）

³⁸ 1459年3月15日の旧一品権現洪鐘銘には「大世主癸酉慶生」とある。その年に生まれたのなら、尚泰久王は1393年生まれとなる。

³⁹ 『琉球史料叢書五』47頁。（井上書房・1962年）

⁴⁰ 『歴代寶案訳注本 第1冊』17～21頁、沖縄県教育委員会、1994年。

⁴¹ 『朝鮮王朝実録』121～2頁 項目104・105

⁴² 原文は弥阿槐島・屈伊麻島・日南浦島・時麻子島・干甘島、東恩納寛惇『黎明期の海外交通史』（全集85・87頁）の比定による。

⁴³ 『朝鮮王朝実録』144頁 項目125

⁴⁴ 『朝鮮王朝実録』123頁 項目107

⁴⁵ 『歴代寶案 校訂本第1冊』沖縄県教育委員会、1992年（1～17～15）、『明実録』1465年3月の記述。

⁴⁶ 『朝鮮王朝実録』166～179頁 項目129・132～139

⁴⁷ 『朝鮮王朝実録』190頁

⁴⁸ 岩波文庫『海東諸国記』234頁。

⁴⁹ 『朝鮮王朝実録琉球史料集成訳注編』191頁の注

⁵⁰ 『朝鮮王朝実録』89～99頁 項目70, 71, 72

⁵¹ 『朝鮮王朝実録』122頁 140～152頁 項目105, 125

月余である。《C証言》

《A証言》は尚金福、《B証言》は尚泰久・尚徳、《C証言》は尚徳が王であった時代である。

これら、朝鮮の民の体験記に対して、琉球側の使者普須古と蔡環が朝鮮の官僚聞き取りに対して答えた記録⁵²がある。これを《普須古と蔡環の応答》とする。

4. 朝鮮人たちがみた第一尚氏の琉球王国

①【冊封】

中原使臣二船、持料、蜜、羊、酒等物到國、中山王弟率軍士、備旗鼓、雨傘、出迎于郊、入殿内宴慰。

《A証言》

迎詔勅、中原詔勅及我國書契到國、船泊初面以旗、纛蓋等物爲儀仗。又軍士具甲冑出迎、安詔勅書契於輦轎、從傍擊鼓錚吹太平簫、迎入王宮。王服絳衣着冠而拜之坐開讀。國王常在層閣不下、使婦人傳命、俗無冠服、皆行膜拜。至此下庭拜跪、略如禮焉。

《B証言》

尚金福王の冊封の時、《A証言》の万年は倉庫係として王城にいた。尚金福の1451年の冊封船は2艘で正使給事中・喬毅と副使の行人・童守宏が乗っていた。彼らが持ってきた小米（米粉）・蜜・羊・酒等は、尚思達王の論祭の品と思われる。まだ崇元寺はなく、論祭の品も万年は目撃したのかもしれない。

軍隊を率いて、旗や太鼓、涼傘でもって出迎えた尚金福の弟（王弟）は、万年を買った甘隣伊伯也貴と思われる。

《B証言》の船軍梁成たちは、尚泰久の冊封使が来た1455年にはまだ漂着しておらず、尚徳の冊封使が来た1462年はすでに帰った後である。では何を体験したのであろうか。《B証言》中にある朝鮮からの書契に注目したい。朝鮮からの琉球王宛の書契は、道安が対馬で盗みにあったが唯一免れ、道安の子どもが琉球に届けたと1459年の記録にある⁵³。朝鮮から送られた書契であるが故に梁成たちは一連

の儀式を見たと考えられる。琉球側のお迎えの行列は詔勅・書契を中心としたものであり、使節については言及されていない。家臣団が書契への拝礼を終わるまで王は下りて来ない。終わって初めて、王は書契に対する敬意を表す。この一連の儀礼の流れをほぼ「礼の如し」と締めくくっている。この評価は、梁成たちの話を聞き取った朝鮮官僚によるものだと考える。

②【王城と王】

王城凡三重、外城有倉庫及廡、中城侍衛軍二百餘居之、内城有二三層閣。大概如勤政殿、其王擇吉日往來居之。其閣覆以板、板上以鐵沃之。上層藏珍寶、下層置酒食、王居中層、侍女百餘人。

《B証言》

城有三重、皆石築、城高如我國都城而稍高、城門亦如我國。

其城回互如曲水、兩城相距如一匹布長。

國王年三十三歲。國王有子四人、長子年十五許、餘皆幼。長子出入時、軍士十餘人侍從之。王子不與國王同處、別在他所。

國王燕居、或用紅白絹、或用黑絹裹頭、若出入則着倭笠、狀如本國女竹笠、內紅外黑。服飾與朝官無別。國王居於二層閣、其閣皆著丹牘、覆以板、每鷲頭⁵⁴以鐵沃之。廊廡周回連接、間數不能知悉。沃以金銀。以鐵作行膝、束其兩脚。

軍士留宿焉、朝會及罪囚鞫問時、軍士着甲侍衛、又着面甲如假面形、以鐵作兩角、狀如鹿角、沃以金銀。以鐵作行膝、束其兩脚。

外城内有倉庫及內廡、常養大馬六匹。

《C証言》

王宮日乾清殿有三層、正門曰紫宸、城有三重左右長史二人出納王命、凡王舉動女官杖劍侍衛、闕内常無軍士、只於城外軍士更日直宿。

《普須古と蔡環の応答》

王城に関しては、那覇在住の梁成らの記録は簡便であり、回廊に住居を与えられた肖得誠らの記録は詳細である。

⁵² 『朝鮮王朝実録』 153～165頁 項目126

⁵³ 『朝鮮王朝実録』 114頁 項目96

⁵⁴ 2021年8月20日付東亜日報に、テアンで発掘された朝鮮王朝前期の鷲頭の記事がある。

肖得誠らは国王と国王家族に関して詳細に語っている。交易の町羅州から船出した肖得誠らは、王と身近に接する客分として優遇されたようにみえる。それゆえなのか、わずか三ヶ月の滞在で朝鮮に返されたのである。

尚徳は33才で、子どもが4人いて、長男（中和）は15才位で、別棟に住んでいる。

王城すなわち首里城は三重の石垣に囲まれ、内城には勤政殿のような二三層の王宮があり、壁は朱塗り、屋根は板葺だが、錫でメッキされ、鷲頭が大棟に鎮座している。

内城の回廊の外側は中城で、200名余りが、侍衛（軍士）がいて、肖得誠らと回廊で宿泊している。

侍衛（軍士）は鎧⁵⁵に金銀メッキの面頬をかぶり、足には鉄の行膝（むかばき）を着けている。

王子すなわち中和の移動の時の軍士もこのような鎧装束であったのだろうか？

一方、王すなわち尚徳の移動には、女官が剣をもって護衛をしている。

外城には倉庫と馬屋があり、大馬が6匹飼われている。

③【朝会・朝官】

琉球國王，或一二月一受朝，或一月内再受朝。朝會時，坐于三層殿上，群臣具冠帶，拜于庭下

《A証言》

朝會，遠方邑長擇吉日辦宴供進闕庭，國王在層閣不下，群臣在庭而飲食，無音樂，無獻爵。

朝官，凡用人聽在位人，薦舉官給奴婢、土田、家舍及軍器等物。如不能黜之，并收其所給之物。常時百餘人在闕内治事，五日相遞，又有四五人長番不出，若以己意數行出入，則黜之如上。其入番之時，皆受公廩，其中一人居首總理。

《B証言》

每五日一朝會，左右各立一大旗，無他儀仗。朝官入庭合掌三拜。其日人民持酒桶來，納於宮，又納生苧。

朝官祿俸，每五日一頒。

《C証言》

左右長史二人出納王命，

只於城外軍士更日直宿。設五軍統制府、議政司、六曹，各有堂上四員，無郎廳，只於統制府有郎廳二員。

《普須古と蔡璟の応答》

琉球王府の統治の要である朝会と官僚である朝官に関する証言である。

国政の中心は、王（尚徳）の命令を出す左右の長史2人にある。蔡璟は長史であり当事者の証言である⁵⁶。蔡璟⁵⁷は、朝鮮王朝でいう軍事機構である五軍統制府と行政機構である議政司・六曹が琉球王国にもあるという。なお、長史は朝鮮王朝でいう承旨ということになる。

《A証言》では、12月と1月に「朝」を王は受けるといふ。『琉球国由来記』に記されている朝拝御規式と考えることができよう。

朝会は明や朝鮮王朝において、毎朝行われる政務報告・審議・決定の場である。琉球では五日に一回行われ、王が三層の殿上に座り、役人は冠帯を着け拝礼によって始まる。①【冊封】の証言では冠帯が無いように記されている。酒・生苧が納入され、村で用意された御馳走を食べる。

行政機構で従事する役人は奴婢・田地・家と武器等の特権が与えられ、俸給は朝会にあわせるかのように五日毎に支給された。100余人が常時王城にいて、五日で交代する。4～5人で組をつくり、各組はリーダーの元で業務を行っている。無能な役人は罷免され特権は剥奪される。

④【水時計】

闕南門，以木爲漏器，器體圓虛其中，穿穴其腹，量水爲注，以水盡爲度謂之一更，遂擊鼓，鼓數如其更數，人定、罷漏無異本朝。

《B証言》

⁵⁵ 首里城京の内倉庫跡（1459年消失倉庫）から兜鉢立物飾や兜鉢の矧板（はいた）が発見され鍍金の可能性が論じられている。金城亀信「首里城京の内倉庫跡出土の金属製品について」（埋蔵文化センター第44回文化講座 2011年2月5日）

⁵⁶ 明実録永樂9（1411）年によると、尚思紹は明に対して長史王茂を王相に昇進させ、長史を兼任させることを上奏している。

⁵⁷ 蔡璟は世子尚円の謝恩使で1470年、長史として、福州に行くが彼が衣服の禁制を破ったことと、彼の弟通事蔡璋の1474年使節の一員が殺人・放火・窃盗事件を起こしたことが、1474年10月無定期朝貢から二年一貢を皇帝から命じられる原因を作っている。（沖縄県立図書館史料編集室（編）『歴代實案 校訂本第1冊』沖縄県教育委員会、1992年（1-01-17 1-23-6 1-01-21 1-12-21）

宮殿（首里城）南門に漏刻すなわち水時計があり、水が一杯になれば一更とし、太鼓を打ち鳴らし、打ち鳴らす数は更数と同じだという。

更とは夜を五つに分けて一更から五更までを言う⁵⁸。人定とは門を閉めることを言い、罷漏とは門を開けることをいう。本朝すなわち朝鮮王朝と異なることはない⁵⁹とある。1485年成立の朝鮮王朝が作成した『経国大典』によると、門を閉めた二更後外出は禁じられ、明け方の五更、すなわち開門まで警備が続けられたとある⁵⁹。ちなみに、久米村の亀島有功の手記によると、「六つ時に漏刻門の太鼓を叩き、頭旗をさげ、上御庭の鐘を始め、右腋門、両アザナ、円覚寺、天界寺、天王寺等の鐘を鳴らした」という⁶⁰。

⑤【軍備】

凡牛馬之皮，皆納官造甲

軍士，以軍士百餘爲額，更日遞直，然其原數則未易悉知。但軍裝甲冑無異本朝。以鐵作片，其薄如紙，附於甲領，如護項之樣。又以鐵作人面，着於面上，形如假面。環刀、楯、槍無異本朝，但以鐵爲四枝之刃，其形屈曲，以木二丈許作柄用之，其俗謂之拘，斬遠處罪人之兵。

火筒，其大小及體制一如本國之制

弓矢，以桑木爲弓，以苧爲絃，矢則如本朝磨箭，或有以竹爲鏃者。

《B証言》

舊宮在所居宮城南，其層閣、城郭制度與常居宮同。時時往來，或二三日、或四五日留居焉。國王行時，侍衛軍士約三百餘，皆着甲騎馬，所執兵或弓矢、或槍、或劍、或有形如鉤者，前後雜列而行。國王或乘轎，或乘馬，侍衛軍士唱歌，曲節如農歌。年少三子在前，長子於後從之。

《C証言》

水軍の兵士、すなわち船軍であった梁成の証言である。兵士100人で一単位だが、日々変化し、その数はよくわからないという。

牛馬の皮を納めさせて甲の材料としている。軍装

や環刀、楯、槍、火筒、鏃、朝鮮王朝と同じというが次のように若干の相違を述べている。①紙のように伸ばした鉄片の鏃、②仮面のよう鉄で作った人面、③犯罪者を処刑する二丈（約6M）の柄に鉄で四枚の刃を持った『拘』、④弓は桑、弦は苧、鏃に竹使用もある。

尚徳王が武装した兵士300余を引き連れ、王宮の南にある旧王城に行き、王宮回廊に住んだ肖得誠たちは同行したようである。旧王城は王城の南にあり、宮殿や城郭は王城と同じで2～5日程滞在したという。行列は兵士が農歌のような節回しで歌を歌い、年少の王子三人が前を行き、長子が後に従っていた。

安里進はこの旧王城を大里城と想定している⁶¹。尚泰久の誕生年が記された雲版には大里城と記されていて、奈良国立博物館に寄贈されている。雲版は時報を知らせるために打ち鳴らされた青銅のものであることから、大里城開閉門の合図に使われたものと思われる。

⑥【戦争】

攻戰，國東有二島，一曰池蘇，一曰吾時麻，皆不降附。吾時麻則攻討歸順，今已十五餘年，池蘇則每年致討，猶不服從。

《B証言》

一年一度徵軍，臨時特命王族一人講武，王不親行。

《普須古と蔡環の応答》

琉球の東の島、吾時麻（大島）は15年前に帰順したが、池蘇（喜界）は毎年征討しているがまだ服従していないと、船軍梁成は証言する。

軍事訓練は王族が任命されて行うが国王は参加しないと普須古と蔡環は答えている。王は尚徳であり、王族は同時代記録に登場する王弟尚武、国王甥尚伯禮をさすのだろうか？

普須古は正使で長史の蔡環よりも上位者である。

⑦【久米・那覇】

朝鮮人六十餘，漂到琉球，皆物故，只有年老五人生存。其女子，皆與國人交嫁，家産富饒。老人等略曉

⁵⁸ 倉石武四郎『岩波中国語辞典』188頁

⁵⁹ 『経国大典』440～442頁【行巡】（編者 朝鮮総督府中樞院 1929年）

⁶⁰ 東恩納寛惇『南島風土記』96頁（1974年三版）

⁶¹ 前掲 安里進『琉球の王権とグスク』36頁

朝鮮語。

《A証言》

住水邊公館。館距王都五里餘，館傍土城有百餘家，皆我國及中原人居之，令每家輪日餉成等。商賈在沿江船泊處，日本、女國之人亦且來市奴婢，日本人雖切族皆賣爲奴婢，國王親近使令，皆所買也。或有女國人來贈奴婢者。

《B証言》

於江邊築城，中置酒庫房，內排列大甕，酒醪盈溢，一二年酒庫分書其額。又置軍器庫，鐵甲、槍、劍、弓矢充切其中。

船隻常患蛆食，於江邊作草舍入置焉。

市在江邊，南蠻、日本國、中原商船來互市。

《C証言》

《B証言》から梁成は水辺の公館に住み、公館の隣の土城には朝鮮と中原の人（中国人）が住んでいて、家ごとに平等に日当が支払われていると証言している。土城は久米村であり、各家は日当を支払われる特権を享受していたのであろうか。

土城に門があり首里城のように鐘とともに開閉されていたと考えられる。日常的に梁成は鐘を聞き、それゆえに水時計のことを語ったのではないかと考える。

それらの鳴り響いた鐘は那覇の天尊殿・普門寺・天妃宮・上天妃宮・臨海寺・龍翔寺等の鐘で、大世主すなわち、尚泰久王の誕生年が刻まれていた⁶²。

《C証言》には、土城は水辺に築城されたもので、中に酒庫があり大瓶が並び、武器庫もあると語る。

《A証言》には、土城の中の朝鮮人は漂流した60人の多くは亡くなり、朝鮮語を覚えている老人が5人いて、女性は琉球の人と結婚して裕福だという。

南蛮・日本・中国から商船がやってきて、船泊所（那覇）で互いに商売すると言う（C証言）。日本や女国の人々が日本人奴隷を売買するためにやってきた。日本人は近い親戚でも奴隷として売っていた。琉球国王は使いをやって奴隷を買ったり、女国の人々が奴隷を（王）に送ったりしたと船軍梁成・私奴高石は証言している（B証言）。（B証言）の女国はC証言の南蛮と考えることができよう。

⑧【盗】

本國無盜賊，自日本見賣而往者，往往竊人財物，捕鞠之，大則戮之，小則流于他島。

其推鞠之法，無笞杖，但重置兩板於地，（挾）〔挾〕罪人之脚，結其兩端，使人登而搖之，一端不過三人。

《B証言》

但凡盜賊或戮之，或國王親鞠，軍士拿去城外殺之。或於官府有司治而殺之。

《C証言》

依《大明律》。但盜賊則即斬不貸，故路不拾遺。

《普須古と蔡環の応答》

那覇に住む船軍梁成・私奴高石《B証言》では、琉球には盜賊は居らず、日本から売られた者（奴婢）が物を盗み、被疑者は板で足を挿み人がそのの上に乗って自白を迫るというもので、大きな罪は城外等で殺され、小さな罪は他島に流されたという。

それに対して、首里城に住んだ肖得誠（C証言）や琉球官僚の普須古と蔡環は、盜賊は即処刑であると言う。だから、普須古と蔡環は道で落とし物を拾わないと述べ、ただ一般的には大明律によるのだが、窃盜は例外だという認識である。

⑨【地方統治】

島内置郡縣築石城，有官守者一人，路上距離，或一息、或二息、或半息。居民或稠或稀，每里各有長，公私家舍無大小，其制皆如一字無回互，覆以茅草。仇彌島。島周回可二息，島內有小石城，島主獨居之，村落皆在城外。

《B証言》

梁成たちは、沖縄島内の郡県には石城（グスク）が築かれ、官守（城主）が一人いて、城と城の距離は約8kmから32kmという。

道安が朝鮮王に贈呈した地図（琉球図）には国頭城をはじめ13のグスクが描かれている。その中の一つに賀通連城がある。1418年の朝鮮王朝実録の琉球国王の二男賀通連の居城と考えられる。

村には長がいて、公私の家に大小はないが、一列

⁶² 前掲『金石文 歴史資料調査報告書V』178～210頁

に並びカヤで葺かれていたという。久米島の城には島主が一人いて、村落は城外にあると言う。沖縄島の城の主人を官守、久米島の城の主人を島主と区別をしている。

5. まとめにかえて

朝鮮王朝実録は、第一尚氏時代を語る。対馬の倭寇に襲われて売買される琉球人、倭寇に襲われ琉球に売られてきた朝鮮人、やがて、その対馬の倭寇が朝鮮と琉球の仲立ちになる様子や、同じ仲立ちとなった博多の道安と対馬が対立する様子も語られる。

また、第一尚氏の尚金福・尚泰久・尚徳時代の具体的様子が漂着朝鮮人の目を通して次のように見えてきた。

- 尚泰久が作り出した鐘・雲版は王城の開閉の合図に使用されるだけでなく、久米村の土城や南の旧王城（大里城）でも城門の開閉合図があった可能性がある。
- 朝鮮王朝から届いた書契も、冊封の勅書と同様に、那覇から王城への行列があり、王城で儀式が行われている。
- 第一尚氏の富の源泉の一つは奴婢である。王是那覇市場から奴婢を買い、家臣団に奴婢を支給している。同時に奴婢は自らの役目を果たすことによって、一定の評価を受ける。特に朝鮮からの「被虜人」は朝鮮王朝との外交関係から優遇された様子を読み取ることができる。
- 奴婢を那覇市場に出すのは、倭寇だけでなく南蛮（女人国）で、窃盗せざるをえない状況に日本奴隷がいた。

南蛮・日本がいる那覇と土城によって保護されている中原の人や朝鮮人をどう考えるかは興味深い問題である。